

船舶インシデント調査報告書

平成30年8月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成30年4月1日 07時30分ごろ
発生場所	北海道利尻町利尻島南南西方沖 仙法志港南防波堤灯台から真方位212°22海里付近 （概位 北緯44°47.9′ 東経140°56.0′）
インシデントの概要	漁船第五やまさん丸は、揚網作業中、推進器に漁網が絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年4月3日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五やまさん丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	127081、波間漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約2m/s 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長ほか14人が乗り組み、利尻島南南西方沖において、 底びき網漁の揚網作業中、潮流の影響により、推進器に本船の漁網が 絡まり、運航不能となった。 本船は、付近で操業していた僚船及びタグボートにえい航されて北 海道稚内市稚内港に入港した。
分析	本船は、揚網作業中、推進器に漁網が絡まったことから、主機の運 転ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、船長から 十分な情報が得られなかったため、推進器に漁網が絡まった状況を明 らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、揚網作業中、推進器に漁網が絡まった ため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えら れる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。 ・揚網作業中は、漁網が絡まらないように潮流や風の影響で変化する 漁網と推進器との位置関係に注意すること。